

## 民生常任委員会

1 開 議 平成27年9月14日(月)

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 陳情第12号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書

日程第2 議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

日程第3 議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例の制定について

日程第4 議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

## 民生常任委員会名簿

委員長	前	野	良	三	出席
副委員長	菊	池	久	光	出席
委員	鈴	木		央	出席
	大豆	生田	春	美	出席
	井	上	泰	弘	出席
	鈴	木	徳	雄	出席
当局	佐	藤		宏	出席
	矢	澤	秀	夫	出席
	相	澤	康	子	出席
事務局	齋	藤	一	美	出席

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（前野良三君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより民生常任委員会を開会いたします。

本日の議事日程及び審査資料は、タブレット端末資料のとおりであります。

当局の出席者は、佐藤保健福祉部長、矢澤市民生活部長、相澤子ども幸福課長であります。

本日は陳情の意見陳述を予定しておりましたが、提出者から取り下げ願が提出されましたので、意見陳述はなくなりました。

◎日程の変更

○委員長（前野良三君） これから議事に入るわけですが、日程の変更をしたいと思います。

日程第2から順に審査を行い、日程第1を最後に審査することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議なしと認め、日程第2から審査し、日程第1を最後に審査することといたします。

◎議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○委員長（前野良三君） それでは、これより議事に入ります。

日程第2、議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

議案第68号について当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども幸福課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、説明いたします。

常任委員会議案書2ページをごらんください。議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次に、4ページ、議案書補助資料をごらんください。改正の目的でございます。平成25年10月にトコトコ大田原内に子ども未来館を設置し、運営してまいりましたが、多くの方に利用していただいております。

その中の遊具施設であるわくわくらんど・キッズタウンについては特に多くの方の利用があり、既に遊具の修繕や交換等が発生しており、維持管理費としての経費が今後かかることが予想されるため、来年4月から使用料を有料化するものであります。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。5ページをごらんください。まず、第5条につきましては、指定管理者が行う業務でございますが、今回第12条が新たな内容として条として追加となっておりますので、そのため第12条と条番号がずれた第13条を追加するものです。

次に、第11条でございますが、この条が今回の目的であります有料化を規定する条となります。改正点は、第11条、利用料金を使用料及び使用回数券になるため、第1項は子ども未来館の施設のうち、わくわくらんどとキッズタウンの使用料について別表のとおり定めるものでございます。このわくわくらんどとキッズタウンですが、これは遊具のある施設でありまして、内部階段でつながっております。受付のある2階に続くスペースがわくわくらんどでありまして、わくわくらんどの内部の階段を上がりますと、3階のキッズタウンへと続いております。わくわくらんどとキッズタウンは入り口と出口は同一箇所、名称は2つでも一体の施設となっております。

別表、6ページをごらんください。別表は料金が定めてあります。1歳以上小学生以下が1人当たり200円で、15人以上の団体の場合には100円、1歳未満は無料、使用回数券は1,000円であることを規定しております。

備考として、使用料は1日当たりの金額であること、使用回数券は1枚で1日限り有効であることを規定しております。

料金の考え方ですが、わくわくらんど、キッズタウンの利用者は条例第6条第1項で条件を付すことができるとされておりまして、子ども未来館規則第6条第2項で条件を定め、利用を小学生以下としております。さらに、就学前の乳幼児は保護者同伴と規定しております。また、1歳未満児ではまだ歩けない状態で、遊具を十分に使いこなせないということから、料金は1歳から利用する児童に対して定めております。保護者は付き添いという考えでございます。

5ページに戻りまして、次の第2項、第3項、第4項は回数券について定めております。第2項では、個人で使用する場合に限り、使用回数券を発行することができることを規定しております。

第3項では、使用回数券の料金は別表に定め、発行の際に料金を支払うことを定めております。これは先ほど説明いたしました、1単位1,000円でございます。

第4項は、使用回数券の発行に関し、必要な事項は規則で定めると規定しております。「規則で定める」の内容ですが、規則では6枚つづりと定めております。1回200円ですので、1,000円の回数券で1回分余計に利用できる点としております。

その後、条を追加しまして、第12条として使用料免除について定めております。市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を免除することができるものと定めております。「規則で定めるところ」でございますが、規則第8条として、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、学童保育館の利用については使用料を免除としております。また、大田原市公の施設の障害者等の利用に係る使用料等の減免に関する条例施行規則の一部改正として、子ども未来館も障害者等は使用料を無料としております。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するものとするものであります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、これより議案第68号に対する質疑を行います。

なお、発言は簡明にお願ひいたします。

鈴木委員。

○委員（鈴木 央君） まず、今回は、この開館を平成25年12月にされているのですけれども、その時点において、将来においては有料化というのは想定をしていらっしゃいましたか、その点ちょっとお伺いします。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、将来において有料化を想定していたかというご質問にお答えいたします。

こちらに關しましては、当初ビルの目的が市街地再開発ビルということで、にぎわいの創出ということが本来の目的でございましたので、当初においては、有料は想定していないということでございます。

○委員長（前野良三君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） この使用料の算定の仕方はどのように。200円、そして団体は100円という決め方はどのように、人数とか、そういったものを考えて金額を決められたのかということと、例えば、これですと、市外の子供たちもたくさんあそこには遊びに来ておりますが、市内の子供たちと市外の子供たちとの金額の差というものを考えられなかったのかを伺いたしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） 金額の算定でございますが、200円という料金は大田原市のほかの施設の小中学生の料金を第一に参考いたしました。屋内温水プールが小中学生200円、湯津上温泉やすらぎの湯が小中学生200円となっておりますので、そちらを第一に参考いたしました。

また、市外の子供との差は設けないのかというご質問ですが、市外の子供を見分けるためには一々身分証明書とか住所がわかるものを提示していただかないといけませんので、それは入場の際に煩雑になる。平日は800人台ですが、休日ともなりますと2,000人、3,000人の利用が今のところございまして、煩雑になるという点から、料金は同じといたしました。また、市外の方が来ていただくことで差を設けると、ではやめるかという方も中にはいらっしゃると思いますが、同一だということで気兼ねなく来ていただいて、上の図書館に行ったり、下のマルシェで買い物をしたりということで、にぎわい創出、経済的な潤いをさらにしていただくということも考えました。

以上です。

○委員長（前野良三君） 鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） 済みません。今使用料が、今大豆生田委員が質問されているのですけれども、個人的な感覚で言うと、1人200円というのは高いかなという気が実はします。そういった観点は、今回金額を策定する段階で検討はされのか、されているかどうか。

あともう一つは、市外、市内で非常に、今のすみません、関連しているのですので申しわけないですけれども、非常に手続が煩雑になるということなのですけれども、これについてもやはり、例えば市内の小

学生の在校生に関しては簡単、簡単というのは、個人情報もかかわってまいりますから、ある程度簡単な身分証明書を発行する等によって、ある程度煩雑さを回避できるような気がするのですけれども、そういったものはどうでしょうか、検討の余地はありませんか。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、最初に、1人200円は高いのではないかというご質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、確かに100円にするか200円にするかという議論はございました。公の施設も参考にはいたしましたのですが、ちょっと資料を探しまして、幾つかの市で公共料金の算定の仕方というのを考えておまして、例えば岐阜市などの場合は、1人当たりの使用料というのを1人当たりの原価掛ける性質別負担割合というので算定するというような方法をとっております。1人当たりの原価というのが、原価割る年間の受益者数、利用者数ということで、原価というのが、その1年度にかかった維持管理費用ということですね。子ども未来館に関しては、平成26年度で約5,000万円の維持管理費用がかかっております。それに入場者、平成26年度は27万人でございましたが、これがちょっと、26年度よりはちょっと減るということも想定しまして、25万人と算定いたしました。5,000万円割る25万人とすると、200円という数字が出てきます。

性質別負担割合というもののなのですが、必需性があるか、市場性があるかということで決めまして、市場性というのは、民間施設もあり得る施設、必需性というのは、例えば社会福祉施設のような、あらゆる年代の方が利用する施設というふうな考え方でありまして、子ども未来館はある一定の年齢の方が選択して利用する施設ということになりますので、負担割合は100%ということで、5,000万円割る25万人で200円という数字は導き出すことができます。

あとは、小学生までの利用ということなのですが、乳幼児に関してはお金を出すのは大人の方ということで、200円は負担し得る金額ではないかという内容の協議となりました。

もう一つ、市外と市内の区別ということなのですが、確かにその議論もいたしました。かなり迷った部分ではあるのですが、やはり当初のにぎわい創出という観点からしますと、土日などはむしろ市内の方よりは市外の方のほうが、はっきり統計をとっているわけではないのですが、受付の方のいろいろな会話の中から導き出されるものは、市外の方がかなり多く来ていて、行動を見ていると、帰りには下のマルシェでお買い物をするという行動型になっているようでして、やはりここは一々見て区別するというよりは、一律でいいのではないかという内容の協議になりました。

以上です。

○委員長（前野良三君） 鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） ありがとうございます。ちょっと話、当初のこととちょっと関連してしまうのですけれども、開館当初は有料化は想定していなかったと。ただし、人数等がたくさん来ていただくことによって遊具が傷むということで、年間5,000万円の事業を25万人で割ると200円ということで、100%負担ということなのですが、確かに数字で言えばそのとおりなのでしょうけれども、いわゆる小学生がこの施設に来るということは、ある意味、安心安全が担保できるという部分もあると思うのです。非常に管理が行き届いていますから。親も、あそこに行くのだったら、ある意味安心だねということを出している

という観点もありますから、そういった観点からいくと、その100%受益者負担だよというのは、私は今の段階ではちょっといかがなものかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、100%の受益者負担ということですが、一応25万人というのは大人も含めた数ですので、今回料金をいただくのは本来の利用者である小学生までということで、そのうちの7万人を想定して最初の議会上程のときにはお答えしているかと思うのですが、全部の方から徴収するわけではないということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（前野良三君） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 使用料は1日当たりの金額ということになりますと、出たり入ったりということも可能にさせていただかないと困ると思うのですが、そういったもの見分けはどうしたらいいですか。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） 出たり入ったりの見分けということにお答えいたします。

確かに、内部に、入り口を入ってしまいますとトイレがございませんので、今も出たり入ったりしながら利用しているのですが、蛍光の光に反射するスタンプというのがありまして、ディズニーランドなんかに行きますと、あそこでちょっと1回外に出るときに、ここにスタンプを押して、専用の蛍光の光にかざすと光るといものがございまして、そういうものを検討中でございます。

あとは、一応入場券を発行する予定ですので、一応入場券、今そちらも検討中なのですが、真ん中にミシン目を入れまして、左側は管理者側、右側は利用者側にお渡ししますが、そのときに日付スタンプ等を押しまして、その日付を一々見せていただいてという方法もあるかなと思います。そちらについては、導入するように検討しております。

以上です。

○委員長（前野良三君） そうですね。宇都宮の大人の遊技場へ行くと、100%そうでないところがあるので。聞いてみたら、1日ぐらいもつというのですね。これ、かざすのですね、ぴっと、こう。あれは違和感も何もないし、それはもうかなり前から。金額的にはわかりませんが、投入する機械のあれはわかりませんが、かなりあれは効果的ですね。紙だと、なくしたとか何とかとありますけれども、腕はなくしません。そのまま、そっとかざす。余談で済みません。

鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） 今回の条例改正について、執行部としてはいろいろな角度で検討して、このような提案をなされてきたということに対して、十分理解できる場所はあるのですが、ただ単に、今鈴木委員さんも受益者負担というようなところ、一つねっくさがあったようにお聞きしているところがございますが、やはり私も先日、土曜、日曜、現地を視察してまいりました。そうしましたら、駐車場はすごく、お年寄りではないですけれども、私も腰が伸びました。満車でした。お隣の聖家幼稚園さんございますよね。あちらのほうの駐車場をお借りして、誘導しながら利用させているというような状況でもありました。非常にお子さんの集まる場所として、大田原市として市民に安心、安全を、この1年間の中におきましてにぎわい創出といいますか、それがマッチをして、受けとめてくれているのだなというような施設であるというように、再度私も喜ばしく認識を改めさせていただきました。

ただ、その中で私のお聞きしたいのは、この駐車場の出入りの関係、土曜、日曜日だというふうに想定はされますけれども、これを比較するならば、交通網、今修学旅行なんかに行くと、子供さんというのはグループで旅行しておりますよね、修学旅行。何番、何番と分けられながら、自分らでコースをつくりながら、そして楽しんでいる。乗り物を利用しながら、そのコースを1日の日程として消化をしているというのが現状ではないのかというふうに思うと、意外と市内の中におきまして交通の便利さということはまだ認識をされないで利用されない方も、執行部のほうの考えとしてPR不足かなというようなことも含めながら、少ないのではないのかなというふうに認識をしているところがあるのですが、言うなれば、これも非常に入場の際難しいかというふうに思われますが、検討していただきたいなというような、やっぱり乗り物、自力でこの施設に足を運んだというような方と、保護者付き添いで来られた方、ここら等について何らかのメリット、デメリットがあってもいいような気がするところがあるのですが、そこらの、ストレートで言わないところがありますが、ちょっとお尋ねしたみたいと思います。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） 駐車場につきましては、ビルを管理しておりますまちづくりカンパニーと、立体駐車場に関しましては市のほうでございまして、確かに駐車場が休日などは満杯になってしまいうということで、かなり苦勞しているようございまして、そちらの管理組合のほうと指定管理者とちょっと協議してまいりたいと思います。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） 続きまして、にぎわい創出、1年間を過ぎましたということで、非常に市民が、また市外の市民の方も利用しやすい、大田原に対するメリットがありまして、お子さんが保護者等に足を運んでいるというようなふうにお聞きできますが、やはりひとり家庭あるいは寡婦家庭、そういうような方々に対する1つの検討の、割り引き関係と申しますか、そういうものは協議された部分はありましたか。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） ひとり家庭のお子さんに対する割り引き、そちらに関しましては、ちょっと今回は検討はいたしませんでした。

以上です。

○委員長（前野良三君） 鈴木委員。

○委員（鈴木徳雄君） やはり制度でございまして、見直しというものも当然あり得るというふうに考えながら、これを9月議会に上程してくるかというふうに思いますから、これは恐らく間に合わないですから、この上程でいろいろ角度を変えた中での執行部の提案ということについて、やはり意見等があります。けれども、今申し上げましたその1点、健常者の関係と身障者の関係、それらの、執行部でも協議の中に入っているように伺っておるところでございまして、ただ単に料金の価格の関係とか、あるいはひとり親家庭の条件的に健常者家庭から満たされない部分、これらについては、ちょっと福祉の関係でございまして、もう少し執行部のほうとして、今回はこれでご理解をして、市民のご理解を求めるということも大切でございまして、市民のほうの反応もまたいろいろ意見として出てくるかというふうに思います。そこらについて、私どもとしては検討の段階の一つ、協議として乗せておいていただきたいなというふうに、審議、議題の一つとしてのせておいていただきたいなというふうに思います。



以上です。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） お答えいたします。

障害者に関しては無料にするというふうに最初から頭にありましたので、していたのですが、確かにひとり親家庭という方も経済的には大変な方もいらっしゃいますので、今後、確かに公共料金というのも状況を見ながら改定していくものだというふうに、いろいろ資料を見ますと書いてありますので、利用の状況を見ながら様子を見て検討してまいりたいと思います。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから意見はございますか。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美君） 意見として述べさせていただきたいのは、すばらしい施設なので、多くの子供たちが来るということは、私は最初から想定できたのではないかと思っているのです。そして、今かなり遊具が傷んでいるということも、これは、それはそうだなというふうに私は納得しているのですが、やはり市民の方は、そういうことであれば最初からやはり使用料を設定していただければよかったのではないかなというふうに思われる方はたくさんいらっしゃって、そういったことも口にされている方はいらっしゃいます。ですから、そういったことも今後一応頭に入れていただきながら、いろんな形で取り組んでいただければいいなというふうな思いで、ちょっと意見として述べさせていただきます。

○委員長（前野良三君） ほかに意見はありませんか。

鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） 先ほど、鈴木徳雄委員がおっしゃっています、柔軟に提案できるということですから、ぜひ、余り長いスパンではなくて、比較的短いスパンが、利用者の反応であるとか、例えば、今度余り減り過ぎてしまっているとか、あともう一つは、たまたまお金を忘れて入れない子供たちが結構出てきたりとか、そういった細かい点をぜひ把握をしていただきながら、料金設定点についても柔軟に対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

○委員長（前野良三君） ほかに意見はないようでありますので、以上で意見は終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第68号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ご異議ないものと認め、議案第68号 大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（前野良三君） 次に、日程第3、議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

議案第69号について当局の説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（佐藤 宏君） 議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、担当である子ども幸福課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 子ども幸福課長。

○子ども幸福課長（相澤康子君） それでは、説明いたします。

議案書7ページをごらんください。議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次に、9ページ、議案書補助資料をごらんください。改正の目的でございますが、本条例は、今年度から施行の子ども・子育て支援新制度に備え、省令の基準に即して平成26年9月に新規に制定した条例であります。その基準となる省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されたことにより、それに併せて本市の条例の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。10ページをごらんください。改正の内容としましては、各事業所に勤務する職員の基準の改正であります。各事業職分の職員の基準によって、これまで小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師を1人限り保育士としてみなすことができるとされていたものですが、今般保育所において保健師または看護師の確保が困難であるとの地域の実情に鑑みて、国の基準が准看護師まで広げられ、准看護師まで保育士とみなすことができると改正されました。それに伴いまして、本条例第29条、第31条、第44条、第47条で規定される小規模保育事業所A型、B型及び事業所内保育事業所の職員の内容に准看護師を加えるものです。

ちなみに、小規模保育事業所ですが、これは子ども・子育て新制度により新たにつくられたもので、認可定員は6人から19人まで、ゼロ歳から2歳児までを預かります。職員の配置は、小規模であることから、通常の保育園の配置基準プラス1名として質の確保を図っております。A型は職員資格は全員保育士、B型は半数を保育士としております。

事業所内保育所とは、文字どおり事業所に設置された保育所ですが、定員が20名以上のものを事業所内保育事業所、定員が19名以下のものを小規模型事業所内保育事業所としています。職員の配置は、保育所型事業所内保育事業所は保育所と同じ基準、小規模型事業所内保育事業所は、さきの小規模保育事業所B型と同じ基準となっております。

今度の改正により、その配置基準で配置された職員のうち、保健師、看護師、准看護師を1人に限り保育士とみなすことができるとするものです。

説明は以上です。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、これより議案第69号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第69号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(前野良三君) 異議ないものと認め、議案第69号 大田原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

保健福祉部長、子ども幸福課長はご退席ください。ありがとうございました。

(保健福祉部長、子ども幸福課長退席)

#### ◎議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(前野良三君) 次に、日程第4、議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

議案第70号について当局の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長(矢澤秀夫君) 議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、これは私のほうからご説明をさせていただきます。

12ページをごらんいただきたいと思います。議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

13ページをごらんいただきたいと思います。この条例の改正の趣旨でございますが、個人番号制度の施行に伴いまして、平成28年1月から本人の申請に基づく個人番号カードの交付が始まりますが、個人番号カードを従来の印鑑登録証とみなし、窓口交付や自動交付機による交付の際に従来同様の機能を持たせるとともに、コンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機で平成28年2月1日から印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう、関係部分の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容についてご説明いたしますので、15ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。初めに、目次の改正でございますが、条の追加に合わせて改正をするものでございます。

次に、第7条の次に、第7条の2及び第7条の3を追加いたします。第7条の2第1項につきましては、従来の印鑑登録証にかえて、申請に基づき個人識別の機能を付した個人番号カードを交付する規定を規定するものでございます。

次に、第7条の2の第2項は、前項で規定する個人番号カードを従来の印鑑登録証とみなすことを規定するものであります。

次に、第7条の3は、印鑑登録書の有効期限を第7条の2で規定する個人番号カードの有効期限と同一とする規定でありまして、これによって印鑑登録証の有効期限は個人番号カードと同一で、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となります。

次に、第13条の2でございます。これは、条文の内容は従来どおりでございますが、今回の一部改正によりまして、条文そのものを適正な文言に訂正するものでございます。

16ページをごらんいただきたいと思えます。次に、第13条の2の次に、第13条の3を追加いたします。第13条の3第1項は、コンビニエンスストアの多機能端末機で印鑑登録証明書の交付を受けられる旨を規定いたします。

次に、第13条の3の第2項につきましては、前項に規定する交付の際に入力する暗証番号について、個人番号カードにあらかじめ格納する利用者証明書用の暗証番号と同一とする旨を規定いたします。

13ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じまして、各号に掲げる日から施行するというふうなことで規定するものでありまして、(1)、第13条の2、これは印鑑登録証明書の交付でございますが、その改正規定につきましては公布の日から、(2)、第7条の次に2条を加える改正規定、これはカードの交付、利用方法、有効期限等でございますが、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日、これは平成28年1月1日からになります。

(3)、目次の改正規定及び第3章中第13条の2の次に1条を加える改正規定、これはコンビニ交付サービスを受けられる日でございますが、平成28年2月1日であります。

以上で議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終了いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、これより議案第70号に対する質疑を行います。

鈴木央委員。

○委員（鈴木 央君） これからスタートする制度ですから、何とも言えないですけども、まずコンビニエンスストア等との検討というか、打ち合わせが始まっているのかどうかは1点と、もう一点は、コンビニというのは全国に支店もあるわけですから、交付を受けられるコンビニエンスストアの所在地等の制限等があるかどうか、その2つお願いします。

○委員長（前野良三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） 済みません、最初のちょっと質問、もう一度。

○委員（鈴木 央君） まず、コンビニエンスストア、たくさんありますから、そういった中で、そういった点の、要はコンビニエンスストア全部が手を挙げれば、全部と提携するのか。

それと、もう一つは、コンビニエンスストアというのは支店がたくさん、市内、市外にもありますから、その交付を受けられる支店網の制約等があるかどうか。

○委員長（前野良三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） まず、1つ目のコンビニエンスストアの制限があるかどうかということですが、現在のコンビニエンスストアでの確保できる場所ですが、全国で4社、セブンイレブンとローソン、ファミリーマート、サンクス、この4社でございますが、印鑑証明書の交付に関しましては全国どこのコンビニエンスストア、今言いました4社のマルチコピー機で発行は可能になります。

○委員長（前野良三君） 鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） これは委員会でございますから、ちょっと単純に質問いたしますので、お許しください。

28年2月より導入、一般的に年度切りかえとか、単純にですね。そうしますと、市民の皆さんなんかもいろいろ、今の社会に合った切りかえの節として理解しやすいところもあるのではないのかなというふうに思うのですが、2月切りかえの選択は、どのような協議の中から期間選定がなされたのかお尋ねします。

○委員長（前野良三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） コンビニエンスストアの印鑑証明書の発行は2月1日ということですが、これはまずマイナンバーカードの発行が、要するに個人のところに行くその間の時間が当然ございます。まず、ことしの10月1日から通知カードというか、通知が個人に送られます。その中で、マイナンバーカードを欲しいですよという方は顔写真つきの申請書を、今事業をやっているジェイリスというところへ送付いたします。その送付をした段階で、向こうでそのマイナンバーカードを全部作りまして、今度市のほうに送られてくるのですが、その市に送られてくるのが、1月1日から送られるというふうな話になっています。それを私のほうで間違いないかどうかやっぱりチェックしなくてはいけないものですから、そのチェックをして、今度申請された個人の方にまた通知を差し上げるのです。カードが来ましたので、とりに来てくださいますということがありますので、その間、要するに1月5日ごろ私のほうに来るのだと思います。

それで、やっぱり審査をしなくてはならないので、それはちょっとある程度時間がかかります。そうすると、大体月の中ごろには一応発送させるのですが、それが最短で来ても、大体2月ごろには発行できるのかなということで、一応2月1日というふうなことで日にちを設定させていただきました。

以上でございます。

○委員長（前野良三君） 井上委員。

○委員（井上泰弘君） マイナンバー制度と、今申請というのは、それはコンビニだけの申請なのだから。マイナンバー制度に対して、今10月の何日からこっちで申請するということなのですか。それは申請しない人はどうなのですか。

○委員長（前野良三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） これは、マイナンバーなのですから、皆さんよく任意という話になっていますので、申請しないと通知カードしかありません。通知カードを持っていても、一応身分証明的なものはありますけれども、ただ顔写真がついていないものということで、あとは新しいマイナンバー以降になりますと、暗証番号を入れますので、暗証番号でいろんなことができるという話になりますが、通知カードだけではそういったことができないということでありまして、実際カード、それは申請する方がどれくらいあるかというのはちょっとわかりませんが、ただ10月1日から来ましたから、すぐにやっってくださいというのは、私のほうは本当はやってもらいたいのですが、それが例えば時期をずらしてやっても別に差し支えはないと私は思っています。あくまでこれは個人の任意ということになりますので、そういうことで、それは問題ないかなというふうには思っています。

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木徳雄委員。

○委員（鈴木徳雄君） ただいまの説明は十分に理解をしたところでございますが、これらについての市民への周知ですか、広報等によるというふうに思いますが、マイナンバーカードの関係もあります、市民課のほうとしてどのような周知方法を考えているのか、できればお願いしたいと思います。

○委員長（前野良三君） 市民生活部長。

○市民生活部長（矢澤秀夫君） まず、この広報、周知関係につきましては、大もとであります政策推進課、あと私のほうで共同でやるような形にはなってくるのですが、そのようなものを議会のほうで説明させていただきたいと思っておりますけれども、今月号で広報にまずマイナンバーカードというものを出しました。さらに10月近くになりましたら、再度、もう一度市民宛での周知、こういったことでマイナンバーカードは申請していただけますかというふうな周知を差し上げたいと思っております。

それと、あとは随時というのですか、窓口に来られた方にはそういった手続等ができるようにというふうなチラシか何かあれば一番わかりやすいのかなという気はしますけれども、そんなことで一応は考えております。

（「部長、印鑑証明のとあわせてやるということ。印鑑証明もあわせて、2月から変更する」と言う人あり）

○市民生活部長（矢澤秀夫君） そうですね。印鑑証明とコンビニでとれますよというふうなことで、あわせてそれは周知をさせていただきたいというふうに思っています。

（「了解」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、質疑は以上で終了いたします。

次に、意見を行います。皆さんから発言はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） ないようであれば、意見は以上で終了いたします。

それでは、採決いたします。

議案第70号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（前野良三君） 異議ないものと認め、議案第70号 大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

市民生活部長、ご退席ください。ありがとうございました。

（市民生活部長退席）

#### ◎陳情第12号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書

○委員長（前野良三君） 次に、日程第1、陳情第12号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書について、を議題といたします。

陳情第12号について事務局の説明を求めます。

事務局。

- 事務局（齋藤一美君） それでは、日程第1、陳情第12号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書についてご説明いたします。

陳情につきましては、大田原市本町1丁目2704番地62、連合栃木那須地域協議会議長、砂廣直哉氏から提出がありました。内容は、年金被保険者の利益のため、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持することについて国に意見書の提出を求めるものであります。

県内の審議した状況についてご説明したいと思います。資料のほうを同期いたします。年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情、審査状況でございますけれども、県内14市の状況ですが、採択が栃木市、那須烏山市の2市です。不採択が5市です。宇都宮市、足利市、那須塩原市、下野市、鹿沼市。継続審査となっておりますのが日光市、小山市、真岡市であります。小山市につきましては、2月定例会で継続審査になりましたが、議員の任期満了によりまして廃案ということになってございます。さくら市につきましては、未提出ということで、それと佐野市と大田原市は9月定例会で上程されているというような状況であります。

以上でございます。

- 委員長（前野良三君） 説明が終わりましたので、これより陳情第12号について皆様からの質疑及び意見を頂戴したいと思いますので、何かございましたら。

鈴木徳雄委員。

- 委員（鈴木徳雄君） 先ほど事務局のほうから説明を受けましたけれども、この年金積み立て関係につきましては現在国会審議というような中におきまして、私たち一地方議会といたしまして、るる内容を読ませていただいた中におきまして、今委員会の中では継続審査が妥当ではないかなというふうに理解をしまして、発言をいたしております。

- 委員長（前野良三君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う人あり）

- 委員長（前野良三君） ほかに意見がないようであれば、ここで暫時休憩をしたいと思います。

午前10時50分 休憩

午前10時53分 再開

- 委員長（前野良三君） それでは、再開をいたします。

ただいま鈴木徳雄委員から継続審査というようなご意見がございました。

他の委員さん方はいかがでしょうか。継続審査という形でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

- 委員長（前野良三君） それでは、継続審査ということで異議ないものと認めまして、陳情第12号 年金積立金の安全かつ確実な運用を求める陳情書については継続審査とすることに決定をいたしました。

◎散 会

○委員長（前野良三君） それでは、以上で当委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

委員の皆様のご協力をいただきまして、無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。  
本日は、これもちまして散会といたします。ありがとうございました。

午前10時54分 散会

民生常任委員長